

ながと有害鳥獣被害防止特区

都道府県名：

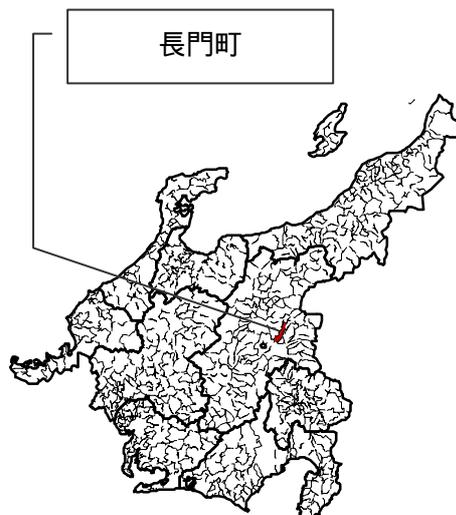
長野県

申請主体名：

長門町

区域の範囲：

長野県小県郡長門町の全域



特区の概要：

長門町は中山間地域に位置し、高齢化・過疎化による担い手の減少が進むなかで荒廃遊休農地が増大している。農地の流動化や新たな担い手の確保などによる農地の保全が課題であるが、近年の有害鳥獣による農作物被害の増大が農業収益の減少のみならず営農意欲をも減退させている。そこで、有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業を活用して、狩猟免許保持者を中心に農業者自らが鳥獣害被害対策に乗り出すことにより収益の安定、さらには地域の活性化を目指すものである。

適用される規制の特例措置：

・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認

